



# Takahagi お知らせ版

## 台風13号大雨災害の支援

9月5日21時に日本の南で発生した台風13号の影響により、8日夕方から雨が強まり、神栖市から北茨城市の太平洋沿岸部で線状降水帯が発生。降り出しからの総雨量が300ミリを超える大雨となりました。

### 経過

- ▶**累積雨量** 下手綱（高萩工事事務所）：317ミリメートル  
（最大降水量）9/8 18:00からの1時間：94ミリメートル
- ▶**河川水位**  
（累加最高）花貫川：2.67メートル（9/8 19:00）計画高水位3.4メートル  
関根川：4.07メートル（9/8 20:00）計画高水位4メートル

### 主な災害状況【9月12日現在】

- ▶**人的被害** 軽傷者 1名
- ▶**建物被害** 【床上浸水】162棟 【床下浸水】265棟  
●松岡小学校校舎・体育館（床上浸水） ●文化会館（座席3列目まで浸水）
- ▶**道路被害** 市道70か所
- ▶**水道被害** 5戸
- ▶**停電被害** 160戸
- ▶**河川被害** 関根川氾濫・竜子川氾濫・玉川氾濫

### 避難所開設状況

避難所名	避難世帯数	避難者数	開設日時	閉設日時
総合福祉センター	28世帯	44人	9/8 14:00	9/11 8:00
リーベロたかはぎ	33世帯	53人	9/8 14:00	9/9 12:30
高萩清松高校	9世帯	12人	9/8 14:00	9/9 12:30
高萩ユーフールド	0世帯	0人	9/8 14:00	9/9 12:30
合計	70世帯	109人		



## 災害ごみの受け入れ

受入場所 ・ 時 間	●高北清掃センター（北茨城市中郷町小野矢指959-1） 9：00～12：00、13：00～17：00 ●旧リサイクルセンター（赤浜2100-192） 9：00～12：00、13：00～16：30
搬入手続	受入場所で、浸水ゴミであることを口頭で伝え、受付簿に、住所・氏名・連絡先を記入してください。
分別方法	●もやせるごみ ●もやせないごみ ●置 ●布団類 ●その他家電 ●木くず（2m以内） ●コンクリートガラ類 ●金属くず ●電化4品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機） ※下記は、旧リサイクルセンターのみ受け入れ ●土砂、汚泥 ●土砂が混じったごみ

○問合せ 環境市民協働課 ☎23-7031



## 【9/16～】災害ごみの回収

ごみ処理施設へ運搬が困難な人の災害ごみを、下記のとおり回収します。  
希望する人は、道路脇などへ準備をお願いします。

対 象	高戸・肥前町・下手綱・上手綱（河川氾濫地域）にお住まいで、ごみ運搬が困難な人
ごみ処理	可能な範囲で品目ごとに分別し、道路脇など、なるべく回収しやすい場所をお願いします。
そ の 他	対象地域以外で浸水ごみの回収を希望する人は、環境市民協働課へお問い合わせください。

○問合せ 環境市民協働課 ☎23-7031



## 【9/16～】浸水家屋の消毒

対 象	高戸・肥前町・下手綱・上手綱（河川氾濫地域） ※床下浸水家屋の消毒を希望する場合は、床板を外しておいてください。
消毒方法	次亜塩素酸水の散布（屋内のみ）
そ の 他	対象地域以外で浸水し、消毒を希望する人は、環境市民協働課へお問い合わせください。

○問合せ 環境市民協働課 ☎23-7031



## り災証明の発行手続き

自然災害による住家（居住のために使っている建物）の被害の程度を証明します。

申込方法	申請書（任意様式も可）に、下記の必要事項を記入し、市民課窓口で申し込み。
必要事項	り災者の氏名・住所・電話番号（連絡が取れる番号）・申請理由 ※印鑑などは不要です
持ち物	●本人確認書類（運転免許証・健康保険証など） ●被災状況の分かる写真をお持ちください。

○問合せ 市民課 ☎23-2116

## 被災届出受理証の発行手続き

自然災害による家財、車両、工作物、設備等の被害を写真で確認し、被災の届出があったことを証明します。

申込方法	申請書（任意様式も可）に、下記の必要事項を記入し、市民課窓口で申し込み。
必要事項	被災者の氏名・住所・電話番号（連絡が取れる番号）・申請理由 ※印鑑などは不要です
持ち物	●本人確認書類（運転免許証・健康保険証など） ●被災状況の分かる写真をお持ちください。

○問合せ 市民課 ☎23-2116



## 居宅の片付け・泥だしのお手伝い

被害を受けた住宅の片付けや泥だしなどのボランティアを希望する人は、お申し込みください。

受付時間	9:00~16:00
申込方法	電話・FAX・災害ボランティアセンター（社会福祉協議会）窓口へ申し込み。 【電話】080-3700-8341 【FAX】23-8342（24時間受付） <b>必要事項</b> 連絡先・詳しい状況・希望日時・希望派遣人数

○問合せ 災害ボランティアセンター（社会福祉協議会内） ☎080-3700-8341



## 災害救助法 住宅の応急修理

対象	台風13号により、準半壊以上の被害を受け、自ら修理する資力がない世帯
修理範囲	被災した住宅で、日常生活に必要な最小限の応急的修理のみ (リビング・台所・トイレ など) ※現状復旧が原則。グレードアップは対象外
限度額	【半壊以上】70万6千円/世帯 【準半壊】34万3千円/世帯
持ち物	申込書、り災証明書、被害状況が分かる写真、工事見積書など
注意点	⚠市が業者に修理を依頼し、修理費を業者へ直接払う制度ですので、 <u>業者との契約をせずにお待ちください。</u> ※すでに支払い済みのものは対象外。 ⚠被害箇所がよく分かる写真を撮影してください。

○問合せ 都市建設課 ☎23-7032



## 家屋の被害状況の撮影を

被災者が各種支援（生活再建支援・住宅再建支援など）を受けるには、「り災証明書」が必要です。

正しい判定を行うためにも、被災状況を写した写真が重要となります。

その他、手続きする際に写真が必要となる場合もありますので、可能な範囲で、被害状況の写真撮影を行い、データを保存しましょう。

○問合せ 危機対策課 ☎23-2215